

豊田市工事関係委託事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊田市が発注する工事関係委託において、入札後に入札価格の低い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後審査型一般競争入札の対象となる工事関係委託は、設計金額300万円超の業務とする。ただし、特殊な事情等により、事後審査型一般競争入札で実施することが困難なものを除く。

(入札参加資格)

第3条 事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出日から当該業務の落札決定の日までに、本市より入札参加停止の措置を受けている期間がない者
- (2) 申請書の提出日から当該業務の落札決定の日までに、本市から「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年11月30日豊田市長等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けている期間がない者
- (3) 入札公告に掲げられた、当該業務の資格要件をすべて満たす者

(入札公告)

第4条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づく公告に、規則第8条に規定する事項を記載するものとする。

2 入札公告の写し及び設計図書を豊田市ホームページ又はあいち電子調達共同システム（CALS/E C）（以下「電子調達システム」という。）に掲載するものとする。

(入札の回数)

第5条 入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格が事前に公表されていない場合で落札者又は落札候補者が無いときは再度入札を行うものとする。

(入札参加申請)

第6条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、申請書に入札参加資格審査申請資料（以下「申請資料」という。）を添えて、入札公告に記載の期日までに提出しなければならないものとする。

(落札候補者の決定)

第7条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の確認)

第8条 入札参加資格の確認は、開札の執行順に行うものとする。

- 2 契約担当者は、落札候補者の入札参加資格の確認を申請資料により、開札日の翌日までに行うものとする。
- 3 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有している者が確認できるまで前項の入札参加資格の確認を行うものとする。
- 4 前項の場合の入札参加資格の確認期限は、新たな落札候補者を決定した日の翌日とする。ただし、開札日の3日後を越えて延期しないものとする。

(落札者の決定等)

第9条 落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、その者を落札者と決定し、その旨を通知するものとする。

- 2 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格確認結果通知書(様式1)により通知するものとする。
- 3 電子調達システムにおいて前2項の通知が可能な場合は、これに代えることができるものとする。

(低入札調査等)

第10条 前条の規定に関わらず、低入札調査基準価格を設けた場合において、落札候補者が低入札調査基準価格を下回る価格で入札したときは、入札参加資格を有していると認めた者について、豊田市工事関係委託低入札価格調査等試行要綱(平成23年3月1日施行)の定めるところにより落札者を決定するものとする。

- 2 低入札価格調査の結果により落札候補者を契約の相手方としない場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、第8条の規定により入札参加資格の確認を行う。この場合において、第8条第4項の規定中「開札日」とあるのは「低入札調査の結果の決定日」と読み替えるものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第11条 入札参加資格確認結果通知書を受領した者で入札参加資格要件を有していないと認められたことに不服がある場合は、当該入札参加資格要件を有していないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合の事務の取扱いは、豊田市入札及び契約に係る苦情処理事務取扱要領(平成16年6月1日施行)の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年3月1日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 豊田市工事関係委託事後審査型一般競争入札実施要領(試行)(平成22年12月20日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

(様式1)

一般競争入札参加資格確認通知書（委託）

平成 年 月 日

様

豊田市長

印

先に申請のありました、下記の委託に係る競争入札参加資格について、下記のとおり通知します。

記

入 札 公 告 日	平成 年 月 日
委 託 名	
委 託 場 所	
入札参加資格の有無	
入 札 参 加 資 格 が 無いと認めた理由	

※入札参加資格が無いと通知された方は、豊田市に対して、その理由の説明を求めることができます。この説明を求める場合は、平成 年 月 日（ ）までに豊田市役所総務部契約課へその旨を記載した書面を提出してください。